損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：百万円）

経常費用		経常収益	
業務費	79,262	運営費交付金収益	33,717
給与費	22,092	補助金等収益	1,276
材料費	11,559	業務収益	42,946
委託費	36,476	医業収益	34,663
設備関係費	6,189	研修収益	207
経費	2,945	研究収益	7,743
その他	1	教育収益	333
一般管理費	1,331	寄附金収益	223
給与費	840	資産見返負債戻入	503
材料費	2	資産見返運営費交付金戻入	199
委託費	183	資産見返補助金等戻入	192
設備関係費	125	資産見返寄附金戻入	111
経費	180	資産見返物品受贈額戻入	0
財務費用	34	施設費収益	15
その他経常費用	138	退職給付引当金見返に係る収益	△ 1,131
経常費用合計	80,766	財務収益	18
経常損失	△ 2,319	その他経常収益	879
臨時損失	49	経常収益合計	78,447
固定資産除却損	46	臨時利益	5
賠償金負担金	3	その他臨時利益	5
その他臨時損失	0	当期純損失	△ 2,362
		当期総損失	△ 2,362

損失の処理に関する書類

（令和７年８月４日）　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処理損失	△ 7,256	Ⅱ　次期繰越欠損金	△ 7,256
当期総損失	△ 2,362		
前期繰越欠損金	△ 4,893		

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～47年
構築物	３～50年
医療用器械備品	２～10年
その他器械備品	２～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．環境対策引当金の計上基準

サイクロトロン等の処分に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については、償却原価法によっております。

８．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

最終仕入原価法に基づく低価法

９．収益及び費用の計上基準

⑴　医業収益

医業収益は、主に入院及び外来診療に係る収益であり、診療行為を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、継続的に役務を提供していることから一定の期間にわたり充足されると判断し、診療行為の提供に応じて収益を認識しております。

⑵　研究収益

研究収益は、主に製薬会社や研究機関等から委託される受託研究に係る収益であり、継続的に役務を提供していることから、顧客との契約に基づいて、受託研究試験の役務等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、受託研究試験の進捗に基づき収益を認識しております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。